

## 【ご連絡】 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた試験実施について

1. 試験を受検する場合、以下の注意点にご協力ください。  
試験受検にあたり、感染機会を減らすための工夫をお願いします。
  - ・ 受検者の間隔をできるだけ広げます。このため、1試験回あたりの受検者数が減ることになります。
  - ・ アルコール消毒液の設置が無い公共施設もございますので、お持ち込みください。
  - ・ 参加者全員のマスク着用に努めてください。
  - ・ 手洗いの徹底。
  - ・ 咳エチケットの徹底。
  - ・ ほか
2. 受検者とその関係者等の罹患について  
受検者とその関係者等の発症が疑われる場合  
受検者で発熱等の風邪症状 (<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>)  
が見られる者に対しては、受検を自粛するようお願いします。
  - ・ 受検を見合わせた方に対しては、次回試験への振り替え等を措置いたします。
  - ・ 受検自体を回避される受検者のお支払い済み受検料に関しましては、返金対応（送金料を差し引いた額）をいたします。
  - ・ 在留期間の終了まで間がない技能実習生に対しては、優先的な試験実施に努めますが、やむを得ず実習期間（在留期間）の終了まで受検することができなかった場合には、短期滞在または特定活動（30日・就労可）の在留資格で滞在する間に、受検できるよう調整に努めますのでご協力ください。ただし、受検申請遅れ等の事由により受検機会を得られない場合等はこの限りではございませんのご注意ください。
3. 試験実施者（試験機関関係者）等の罹患および試験会場の閉鎖等について  
試験実施者側（試験官および管理官等）の罹患または発症が疑われる場合、および試験会場の閉鎖等で試験実施が困難な場合につきましては、
  - ・ 代替の実施者および試験実施会場の確保に努めますが、特に会場（公平な試験が可能な）確保については、監理団体様および実習実施者様のご協力をお願いすることもございますのでご理解ください。
  - ・ 試験日程の再調整が可能な場合は、再調整を行います。  
在留期間の終了まで間がない技能実習生に対しては、優先的な試験実施に努めますが、やむを得ず実習期間（在留期間）の終了まで受検することができなかった場合には、短期滞在または特定活動（30日・就労可）の在留資格で滞在する間に、受検できるよう調整に努めますのでご協力ください。  
なお、やむを得ず一旦帰国する場合にあっても、短期滞在等により再度来日して受検することが可能です。（ただし、再来日に係る費用は自己負担となりますのでご注意ください。）

### 【参考】

令和2年2月28日に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための窓口混雑緩和対策を講じていること（別添1）、及び、「技能実習」で在留中の者であって、

従前と同一の受入機関及び業務で就労を希望するものに対して「特定活動（30日・就労可）」への在留資格変更を許可すること（別添2）について出入国管理庁HP（以下リンク先参照）で公表されていますので、併せてご参考ください。

別添1：新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための窓口混雑緩和対策について

<http://www.moj.go.jp/content/001315947.pdf>

別添2：新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた残留資格申請の取扱いについて

<http://www.moj.go.jp/content/001315948.pdf>

令和2年3月1日に厚労省ホームページにおいて「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」が公表されています。

既にご承知のことと思いますが、内容についてご一読いただくとともに、試験実施にあたり、引き続き感染拡大防止に努めていただくようお願いいたします。

<新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00002.html)

<集団感染予防用のリーフレット>

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601720.pdf>